

鹿沼市職業訓練センター条例の一部改正について

次のように改める。

令和 3 年 5 月 26 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市職業訓練センター条例の一部を改正する条例

鹿沼市職業訓練センター条例（平成 23 年鹿沼市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項を次のように改める。

1 施設使用料

施設区分	使用料（1 時間につき）
多目的室	250 円
第 1 研修室	250 円
第 2 研修室	250 円
第 3 研修室	350 円
第 4 研修室	200 円
第 5 研修室	200 円
講堂	650 円
実習室	400 円

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。